

暮らしのお知らせ

開催 個別労働紛争解決セミナー開催

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（「個別労働紛争」といいます。）が多くなっています。

本セミナーでは、事業主、企業の人事労務ご担当者を対象に、解雇・退職・雇止め労働関係の終了に係るトラブルの未然防止、紛争解決への取り組み支援についての講演のほか、労働関係法令の解説、個別労働紛争に係るADR制度・機関の情報提供が予定されています。

日時 2月2日(金) 13:30~15:30
場所 札幌第一合同庁舎2階講堂
定員 150名(満席になり次第締め切り)
参加料 無料
申込方法 北海道労働局ホームページから本セミナーのリーフレットを印刷し、リーフレット裏面の申込書に必要な事項を記入の上、FAXで申込みください。
【問合せ先】 北海道労働局雇用環境・均等部指導課 (☎011-709-2311)

募集 あなたのお店もPR

町では、広報「ながぬま」に掲載する広告を募集しています。

【掲載料】 (税込・1か月分)
1種 (縦65mm×横90mm) 15,000円
2種 (縦65mm×横180mmまたは縦130mm×横90mm) 30,000円
3種 (縦130mm×横180mm) 50,000円
4種 (縦260mm×横180mm) 80,000円
【申込・問合せ先】 役場広報情報係 (内線271)

お問合せは、各問合せ先か役場 (☎88-2111) まで

劣化の激しい住居番号表示版を 更新 します

町では、住居表示実施区域に右図のような街区表示板を取り付けてあります。街区表示板は、経年劣化などで破損したり文字が薄れたりする場合があります。更新の必要がある場合は、役場企画政策係に写真を添えてご連絡ください。

予算の範囲内での更新となりますので、写真を確認し、場合によっては現地確認を行い更新箇所を決定します。

予定件数を超えた場合は翌年度予算を勘案し、あらためて周知しますのでご了承ください。

分かりやすい住居表示の維持のため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

受付期間 1月10日(水)~1月24日(水)
問合せ先 役場企画政策係 (内線323)



消防 ご家庭の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化から、10年が経過しました。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがありますので、10年を目安に交換することをおすすめします。設置時期を調べるには、警報器を設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」をご確認ください。

また、定期的に火災時の警報音を確認し、正常に作動するか確かめましょう。

【問合せ先】 南空知消防組合長沼支署 (☎88-2819)

調査 有害鳥獣による農作物被害について

有害鳥獣(シカ、キツネ、アライグマ、カラス等)による農作物等被害について調査を行っております。

今後における農作物被害への対策のため、ご協力をお願いいたします。

【対象期間】 平成29年1月から12月まで
【調査内容】 有害鳥獣による農作物等への被害状況 ※台風・低気圧による自然災害被害は除く。
【報告・問合せ先】 役場農政係 (内線314)

ごみ ペットボトルラベルの分別にご協力を

平成30年4月より、ラベルがついたままのペットボトルは、ごみとして収集されなくなります。

ごみとして出す場合は、はがしたラベルとキャップは「プラスチック類用(白色袋)」へ、水洗いしたペットボトルは「びん・缶・ペットボトル用(灰色袋)」への分別にご協力ください。

なお、直接搬入も同様の扱いとなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】 役場町民生活係(内線242)または、南空知公衆衛生組合(☎88-3900)

あなたの悩みに
すべての相談の相談料が
無料になりました。
コタエを出します
相談予約ダイヤル **0126-33-8373**
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)
札幌弁護士会 南空知法律相談センター

公営住宅 町営住宅の入居者募集の予定について

町営住宅の入居者募集については、空家が生じた時点で次の予定期間により募集します。

募集を行う場合は広報無線でお知らせします。なお、募集住宅の詳細については、町ホームページの新着情報でご確認いただくか、電話でお問合せください。

【募集予定期間】 1月15日(月)~22日(月)
【申込・問合せ先】 役場建築係(内線337)

年金 20歳になったら国民年金

国民年金は20歳以上60歳未満のすべての方は加入することが義務づけられています。

自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市区役所・町村役場で国民年金加入の手続きが必要です。(届出書類は年金機構から届きます)

また、厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うことになります。

なお、第2号被保険者が20歳になったときは、加入の手続きは必要ありません。

国民年金の加入手続きをきちんとして保険料を納めましょう。

【問合せ先】 役場国保年金係(内線261・262)

相談 こころの健康相談

寒くなり気温の変化の多い時期です。体調の管理とともにこころの病にも気をつけましょう。

気づかずにストレスが強くなっていることがありますので注意が必要です。

【日程】 1月16日(火)、2月20日(火)
9時30分~11時30分

【場所】 りふれ
【相談医】 ポロナイクリニック 高塚医師
【その他】 相談は無料ですが、事前予約が必要です。
【申込・問合せ先】 りふれ保健係(☎82-5555)